

## 「建築物石綿含有建材調査者講習」（一般・一戸建て等）のご案内

| 鹿児島労働局長建築物石綿含有建材調査者講習登録機関 |   |
|---------------------------|---|
| 事務所の名称                    | 建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部                        |
| 事務所の所在地                   | 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10                    |
| 電話等                       | [電話] 099-257-9211      [FAX] 099-257-9214 |
| 登録番号                      | 1   |
| 登録年月日                     | 令和 3年11月 2日                               |
| 登録の有効期間満了日                | 令和 8年11月 1日                               |

建築物等の解体または改修の作業を行う際、対象建築物等の石綿等使用の有無についての事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者講習修了者」が行うことが義務付けられました。  
 （石綿障害予防規則等令和2年7月改正。施行は令和5年10月1日）  
 当支部では「建築物石綿含有建材調査者（一般・一戸建て等）講習」を下記により開催します。

### 1 受講資格

- ① 別紙1の受講資格を確認してください。（「一般」と「一戸建て等」の受講資格は同じです。）
- ② 受講資格を確認できる書類の写しや実務経験等の証明等が必要です。
- ③ 申込の際、受講資格を確認できない場合は、受講申し込みをお断りしますので、予めご了承下さい。

### 2 講習年月日・種別・募集定員・会場

| 講習年月日          | 種別    | 募集定員 | 会場                           |
|----------------|-------|------|------------------------------|
| 令和3年12月20日～21日 | 一般    | 20人  | 鹿児島県建設センター<br>(鹿児島市鴨池新町6-10) |
| 令和4年1月25日～26日  | 一般    | 20人  |                              |
| 令和4年2月1日～2日    | 一戸建て等 | 20人  |                              |
| 令和4年2月21日～22日  | 一般    | 20人  |                              |
| 令和4年3月17日～18日  | 一般    | 20人  |                              |

- ① 申込者が10名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により、開催を取り止める場合があります。
- ② 申込みは講習初日の1ヶ月前から2週間前まで、先着順に受け付けます。（下記5「申込み方法」参照）
- ③ 募集定員の関係で、当面、1つの会社（事業場）からの申込者は2名までとします。

### 3 講習科目、講習時間等

別表2のとおり

- ① 受付は、講習開始時刻の30分前から行います。
- ② 講習の開始時刻（オリエンテーションを除く）に遅刻された方の受講は認めません。早退された方も失格とします。遅刻・早退しないようお願いします。
- ③ 講習科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

### 4 受講料及びテキスト代（消費税込み）

|       | 一般調査者                 | 一戸建て等調査者              |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 受講料   | 33,000円（一部免除者31,000円） | 30,000円（一部免除者28,000円） |
| テキスト代 | 4,630円                | 3,100円                |

\* 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。ただし、テキストを事前にお渡しするため、受講されなかった場合、テキスト代はお支払いいただきます。

- 5 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）
- ① 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに、**下記7に持参（送付）してお申込みください。**
  - ② 申込者の本人確認及び記載事項等確認のため、自動車運転免許証の写し等を添付してください。
  - ③ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代（会員外のみ）は原則として返還できませんので、ご承知置きください。
  - ④ 送付する場合は、**現金書留で2週間前までに必着**するようお願いいたします。
  - ⑤ **受講資格を証する書類の写し及び実務経験証明等を十分確認のうえで持参（送付）してください。書類等が不備の場合は受け付けできません。**
  - ⑥ **申込みは先着順とし、定員になり次第、締め切ります。**

## 6 受講科目の一部免除

別紙1の受講資格「(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者」については、別表2の「一般」、「一戸建て等」のいずれも「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1（1時間）」は、受講免除になり、修了考査もこの科目が免除となります。

## 7 申込み・問合わせ先

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部  
( 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 )

## 8 修了証明証等の交付

- ① 所定の科目、時間を全て受講し、修了考査に合格した方には、後日、修了証明証（調査者の資格証）を交付します。
- ② 所定の科目、時間を全て受講し、修了考査不合格の方には、後日、受講証明証（調査者の資格証ではありません。）を交付します。  
なお、修了考査不合格の方は、不合格年度の翌々年度末までの間において修了考査を再受験できますが、別途「修了考査再受験申込書」の提出が必要となります。

### **< 講習前に必ずテキストの予習を！ >**

本講習の受講申し込み受付後、予め、講習に使用するテキストを配付しますので、**講習前までに必ず予習をされておくことをお勧めします。**

#### **【参考】**

本講習の「一般建築物石綿含有建材調査者」と「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者」の違いは次のとおりです。

- 「一般」 ⇒ 一戸建て等を含むすべての建築物について、石綿含有建材の調査ができる。  
「一戸建て等」 ⇒ 「一戸建て住宅」および「共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分」の石綿含有建材の調査ができる。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅の石綿含有建材の調査はできない。

## 別表 1

## 【受講資格】等

【注】 添付書類欄の「実務経験証明A～E」は、受講申込書の裏面に証明欄があります。

| 受講記号 | 受講資格   | 添付書類等   |
|------|--|---|
| (1)  | 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者   | 修了証の写し  |
| (2)  | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者   | 卒業証書写し<br>又は<br>卒業証明書<br>及び<br>実務経験証明 A<br><br>*下記【注1】、【注2】及び【注3】を確認してください。 |
| (3)  | 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者 |   |
| (4)  | 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）   |   |
| (5)  | 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者  |   |
| (6)  | 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者   |   |
| (7)  | 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者   | 左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明 C  |
| (8)  | 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者  | 実務経験証明 D  |
| (9)  | 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者   |   |
| (10) | 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者  | 実務経験証明 E  |
| (11) | 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者   | 実務経験証明 D  |
| (12) | 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者   | 作業環境測定士登録証の写し及び実務経験証明 C   |

【注1】 上表(2)から(6)までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

【注2】 上表(2)から(5)までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。  
(令和3年10月8日付け基発1008第61号)

【注3】 「卒業証書」又は「卒業証明書」において、「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程」の明記がない等により、これらの課程を修めたことの判断が困難な場合は、「履修科目証明書」もしくは「成績証明書」等、そのことが判断できる書類を添付してください。

## 【一般調査者講習】講習科目・時間等

|  |       |
|--|-------|
| <b>第1日目 8:50~16:20 (途中休憩含む)</b>        |       |
| オリエンテーション                              | 10分   |
| 科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1               | 1時間   |
| 科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2               | 1時間   |
| 科目3 石綿含有建材の建築図面調査                      | 4時間   |
| 1日目講義時間 計                              | 6時間   |
| <b>第2日目 8:40~17:10 (途中休憩、修了考査時間含む)</b> |       |
| オリエンテーション                              | 10分   |
| 科目4 現場調査の実際と留意点                        | 4時間   |
| 科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成                  | 1時間   |
| 2日目講義時間 計                              | 5時間   |
| <b>修了考査</b> (2日目の講義終了30分後から1.5時間)      | 1.5時間 |

## 【一戸建て等調査者講習】講習科目・時間等

|  |     |
|--|-----|
| <b>第1日目 8:50~16:20 (途中休憩含む)</b>        |     |
| オリエンテーション                              | 10分 |
| 科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1               | 1時間 |
| 科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2               | 1時間 |
| 科目3 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査               | 1時間 |
| 科目4 現地調査の実際と留意点                        | 3時間 |
| 1日目講義時間 計                              | 6時間 |
| <b>第2日目 8:50~11:30 (途中休憩、修了考査時間含む)</b> |     |
| オリエンテーション                              | 10分 |
| 科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成                  | 1時間 |
| 2日目講義時間 計                              | 1時間 |
| <b>修了考査</b> (2日目の講義終了30分後から1時間)        | 1時間 |